

# 地方行政委員會議録 第七号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 藤原 彌三君

理事 徳田 與吉郎君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 継義君

理事 中井 徳次郎君

青木 正君 伊東 隆治君

加藤 精三君 川崎 末五郎君

菅野 和太郎君 渡海 元三郎君

早川 崇君 古井 喜實君

加賀田 進君 北山 愛郎君

出席國務大臣 那 祐一君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視監(警察庁長官官房長) 坂井 時忠君

警視監(警察庁長官官房長) 中川 董治君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

警視監(警察庁長官官房長) 兼子 秀夫君

本日の會議に付した案件

銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提出第一二二号)(參議院送付)

警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

遺失物法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(予)

公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

地方自治に関する件

○矢尾委員長 これより會議を開きます。

警察法等の一部を改正する法律案、遺失物法等の一部を改正する法律案及び昨十九日、參議院の修正を得て本院に送付され、本委員会に付託されました銃砲刀剣類等所持取締法案の三案を一括議題といたします。

この際、銃砲刀剣類等所持取締法案につきまして、參議院における修正の趣旨につき、その修正案の提出者より説明を求めるといたします。參議院議員大沢雄一君。

(參議院法案中同院修正に係る条を掲ぐ、小字及びは修正)

銃砲刀剣類等所持取締法案(所持の禁止)

第三条 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の觀覽に供するため所持する場合

三 次条又は第六条の規定による許可を受けたもの(許可を受けた後変更銃砲刀剣類(つえその他の銃砲又は刀剣類以外の物と誤認させるような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいう。以下同じ)としたものを除く。)を所持する場合

四 第十四条の規定による登録を受けたもの(変装銃砲刀剣類を除く。)を所持する場合

五 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るもの(銃銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、銃銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

六 武器等製造法の銃銃等販売事業者が銃銃等製造事業者、銃銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該銃銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

八 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びょう打銃又は建設用網索発射銃の製造を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。がその製造に係るもの(捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てこれらの銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という)又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

九 捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十 第七号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るものを業務のため所持する場合又は当該

刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

2 前項第五号から第十号までに掲げる者の使用人(当該各号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。)がそれぞれ当該各号に掲げる者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

3 第一項第八号及び第十号並びに前項に規定する都道府県公安委員会への届出に關し必要な細目は、總理府令で定める。

(許可)

第四条 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業、建設業又は政令で定める試験若しくは研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しようとする者(は、総務省令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の所持について、銃銃又は刀剣類の所持に關し、住所所在地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、その申請を受理する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することとが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者についても、また同様とする。

2 法人が前項に掲げる業務のため

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

第一類第二号 地方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

代表者又は代理人、使用人その他の従業者が銃砲又は刀剣類を所持せよとする場合においては、総理府令で定める手続により、現に銃砲又は刀剣類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

第八号 第四号又は第六号の規定による許可は、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失う。

- 一 許可を受けた者が死亡した場合
- 二 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた場合
- 三 銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合
- 四 第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収された場合

五 第四号第一項の規定より運動競技の出発国の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が同項に規定する政令で定める者でなくなつた場合

六 許可の期間が満了した場合

2 許可証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに当該許可証(第三号の場合にあつては、回復した許可証)を住所を管轄する都道府県公安委員会に返納しなければならない。

- 一 許可が失効した場合
- 二 許可が取り消された場合
- 三 亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合

3 許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効した場合において、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定によつて死亡の届出をする義務がある者又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)第十二条第三項の規定によつて死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者があつたときは、前項の規定にかかわらず、その者が、死亡の事実を知つた日から起算して十日以内に、許可証を返納しなければならない。

4 第六号の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

○大沢参議院議員 たいだいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法案に対する修正案の提案理由並びにその内容について御説明いたします。

本法案において、拳銃の所持につきましては、その性能にかんがみ、危険予防上きわめて特定のものを除き、すべて禁ぜられることは、わが国の現状におきましてはやむを得ない措置と認められますが、他面、国際親善などのために開催される運動競技会におきまして、記録の正確を期することは最も重要なことであると存するにもかかわりませず、これらの場合に拳銃の使用

が認められないため、その実効を上げたい実情にありまことは、各位御承知の通りでございます。まことに遺憾に存じますので、この際、オリンピック競技会、アジア競技大会、国民体育大会のような国際的もしくは全国的な規模で行われます運動競技会におきます運動競技用信号銃の使用を認めることといたしまして、またこれに関連する規定の整備をはかりとうするものでございます。

何とぞ御賛同をお願いいたします。

○矢尾委員長 これで参議院における修正の趣旨説明は終了しました。

これより三案の質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 上程になりました三つの法案のうちで遺失物の点を除きまして、あとの二つについて、一、二お尋ねをいたしたいと思います。

まず第一に、銃砲刀剣類等所持取締法案であります。たいだいま参議院の方からのお話の中にもありましたが、これはきわめて狭義に厳格に解釈すべきものでありまして、できるだけ範囲ははつきりとしたしておきたい。ところが、法の趣旨であるかと思ひます。その点について、警察当局におきましては、そういうふうにお考えになつてお作りになつたものだと思いますが、いかがでしょうか。

○坂井政府委員 御質問の御趣旨、まことにわれわれの考へておる通りでございます。いま申し上げました点、たとえば風俗、習慣上認めるといふような点につきましては、われわれとして

ましては非常に厳格な解釈で臨んでいきたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○中井委員 そういふふうな考へ方からこの法案を一読いたしますと、一、二の疑問を私は感ずるのであります。その第一は、第四条に「狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、こうありまして、こういうものははつきりとしたしておるが、その次に「漁業」というのがございます。これは漁業の中で銃砲または刀剣を使用しなければならぬというふうなものになりますと、私は捕鯨だけだろと思ひますが、それ以外に何か銃砲を使うものがあるのでしょうか。この点は第三条の第八でありますが、ここに詳しく説明などいたしております。「捕鯨用標識銃」というものがございまして、これとの関連において、私はできませんでした。この点ははつきりいたしておきたい、あなた方の趣旨に沿うためにできればはつきりいたしておきたい。捕鯨あるいは救命その他とはつきりした方がいいのではないかと思ひますが、当局の見解を伺つてみたいと思ひます。

○坂井政府委員 やはり御指摘の通り、海等で使用する銃砲というのは、目下のところ捕鯨用のものだけに考へておる次第でございます。従ひましてそのものだけの適用等を考へておりますが、条文の体裁等でできればこういうことの方がいいのじやなからうかというところで、こうしておるわけでございます。

○中井委員 よくわかりました。条文の体裁などというふうなことで簡単に御判断になつたと思うのであります

が、さっきの趣旨からいいますと、私はこの点詳しくはつきりとした方がいいように思ひます。

それから引き続きまして「建設業」というのがございまして、この建設業におきまして、建設業といへば非常によく解釈ができます。そうして銃砲刀剣でございまして、事件を起すのは、実はこの建設業に従事しておるような人たちがその一つの大きな要素になつておること、これもまた過去の日本の実情から見ればつきりした事実であらうと思ひます。従つてこの建設業に関する限りは、かなり峻厳に規定すべきものである。これはこの法案の一つの大きな重点だ。建設業のどこまでやるかということが重点である。かゝるにこういうふうな建設業といふと、建設用に使つた銃砲もあるように私は何つてはありますが、それ以外の業者にはこれは許可をしておそれない。皆さんは政令とか通牒でもつてその点は上手にやりますと言ひますが、はつきりしておるならば、法においてははつきりしておいた方がいいんじゃないか、私はこう思ひます。一つ見解を伺つてみたい。

○坂井政府委員 この前の委員会でも御指摘をいただきまして、実は先生がお見えになりましたら刑事部長から詳しく御答弁をする予定になつておつたのであります。後ほど刑事部長も来ると思ひますので、その機会に譲つた方がいいと思ひますが、確かにこの建設業といふのはいろいろさういふ広く解釈されるおそれがあるのではないかと、いふ疑問もあらうかと思ひます。しかし目下のところはコンクリートに打ち込む銃類のものというふうなもの

が考えられるわけでありまして、まあ世の中が進歩するにつれて、建設用にそういう技術的な機械がまたあとから出てくるかとも思いますが、この法律の趣旨がやはり暴力団取締り等を意図しまして考えた法律でございますので、解釈をいたしましては厳格に解釈をいたしていきたい、こう考えておる次第でございます。

○矢尾委員長 ちよつとお諮りしますが、ただいま郡国務大臣が出席されましたので、予算委員会その他で非常にお急ぎのようでございますから、ちよつとこの質疑を中断いたしまして、昨十九日本委員会に付託になりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題として、政府よりその趣旨説明を求めるとにいたしましたと思ひます。郡国務大臣。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
正する法律案  
公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。  
第五条中「五億円」を「十億円」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
公営企業金融公庫法について、資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○郡国務大臣 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由につ

きまして御説明申し上げます。

地方公共団体が経営しております水道、交通等の公営企業の整備は、民生の安定のためにも地方産業の振興のためにもきわめて重要でありまして、政府といたしましては、ここ数年來、公営企業にかかる地方債の増額をはかつて参っておりますとともに、その資金を低利、かつ、安定した条件で供給するために、昨年六月から公営企業金融公庫を設置いたしましたのであります。幸いにして同公庫は、設置以來順調な経営を行なっておりますが、さらにその基礎を強化し、公営企業の健全な運営に寄与するため、今回産業投資特別会計から五億円増資し、現在の資本金五億円を十億円に改めることといたしましたのであります。

○矢尾委員長 引続き警察関係三法案の質疑を続けます。中井徳次郎君。  
○中井委員 今の御答弁でももう事態ははっきりしたと思ひますので、第四條はもう少し詳しく、建設業のうちの境界をある程度まではっきり範圍をさしまして、それでいくのが私は妥当だ、かように考えるのであります。というの、第三條の八にもやはりはつきりと、建設用びよう打銃あるいは建設用鋼索発射銃、こういう字句も使っております。ここではこういう字句を使いながら、第四條では一般的

なことをやっておるということになりますと、私はこの法の趣旨は実施の際にかなり拡張解釈をされるおそれ十分であり、かように思ふのであります。が、いかがでありますか。

○坂井政府委員 御指摘の通り、四條ではこういう書き方をいたしておりますが、具体的にはやはり三條で縛られた許可しかいたさないわけでありませぬ。従いまして、建設用の場合にも、ここに書いてありますように、建設用のびよう打銃、それから建設用の鋼索発射銃、こういうものが具体的には許可になるだけのことでございます。それ以外のものは現在の段階におきまして対象にならない。たださつきも申し上げましたように、新しい機械が、そういう技術的な面につきまして非常に有効な機械ができる場合も全然予想されないこともないと思ひまして、四條はこういう体裁で書いてみたのでございませぬ。御了承をお願いいたします。

○中井委員 それではちよつと納得ができません。こういうふうな四條に建設業と書いてあります、たとえばずつと山の中の電源開発なんという場合に、これはどうも少し物騒だからわれわれのところも銃を持たせたくれというふうなことになる、これはもう必ず将来刃傷さたの一つの大きな原因になると私は思ひます。この点はまことにささいなことではありますけれども、党としましては、また委員会としましては、一つ十分相談をさせてもらいたい、かように考えます。

銃砲刀剣類の関連法案につきましてはこの程度にいたしておきまして、警察法の一部改正について、一、二お尋ねをいたしたいと思います。この改正

の中にあります道路交通の取締りとの関連であります、これはどうですか。現在承わりますと、各府県によつて、国道一号线なら一号线を通る車についてのスピードの制限等ははなはだまちまちである。東京から神奈川県へかかったとたんにスピードをゆるめなくては行けない。またそれが静岡県へ行くと変つていくと、そういう意味に聞いておられます。そういう意味においては私ももつとこうだと思ふのであります。これはしかし全国的にこう広めていくと、現在自治体警察の形をとつておられます。私もはまあ自治体警察とは本質的には考えておりませぬけれども、形の上だけでもそういうふうな形をとつて、それとの調整関係という点について将来心配になるのであります。従つて、スピード制限、違反の取締りその他について、各府県が区々まちまちであるならば、その状態を、一つわかつておられまして、それから聞かせていただきたい、かように思ひます。

○坂井政府委員 道路交通取締法では、道路の交通規制、取締りというのは、各府県の公安委員会に大体まかしておきまして、各府県の公安委員会が最高の責任者としてやっておるわけでございます。それでまあ大体はけっこうなのでございますが、御承知のよう交通機関が非常に発達いたしますし、また道路もだんだん整備されて参りますと、府県の境というものが経済的にもいろいろの意味がなくなるというようになっておるような情勢があるわけでありませぬ。にもかかわりませぬ取締りが違ふということ、あるいは規制の

方法が違ふということは、そこを通る自動車、その他の交通機関にとりましてはまことに不便であるし、理解したいところとなつておるだらうと思ふのであります。御指摘がありましたように、国道において、県が違ふことによりまして、スピードが違ふという例がたくさん出てきております。東京から神奈川県に参りますと五十五キロが五十キロになる。それから滋賀県から京都府に参りますと三十二キロから五十キロになる。それから大阪から兵庫に参りますと四十キロから五十キロになる。広島から山口に参りますと四十キロから六十キロになる。一番ひどいような例を申し上げますと、愛知から岐阜に入りまして六十キロから三十五キロになるというふうな、半分ほどの速度に落さなければならぬというふうな、スピードの制限が違つておるわけでございます。

また道路の通行区分というのがございます。国道線に線を引まして、この線の中は一般車、この線の中は貨物車というように、高速車と低速車の通行区分がきめてあるのであります。これが県によつて全く逆なところがあるというふうな不均一な点、また運転手が始終それを見て走つておる、また標識の点でございますが、指導的な区画線が京浜地区では白である。それから禁止区画は黄である。これが阪神地区に参りますと、指導地区が黄色になつて、禁止的な区域が白になるといふふうな、非常に区々まちまちなつておるわけでございます。そこでそれらの点を一つできるだけ歩調をそろえるように、府県間の話し合いによりまして、交通機関に不便を来たさないよ

うに努力をいたしておるわけでありますが、何分にも道交法によりましては、各府県の公安委員会が最後の責任者としてやっておるということで、どうしても話し合いがつかない場合は、現在はいかんともいたしたい状態でありまして、今度の改正をやりまして、その不便を除去しようと考えておるわけでございます。ただ何でもかも全国一律にしようという考えはないのでございまして、この道交法の改正にもありますように、全国的な幹線道路における交通の規制の齊一をはかる必要がある。全国的に見てもそこだけでございまして、全国的に見ていかに不都合であるという面をとらえまして、必要な規制をしていきたい、こういうふうな考えでございまして、何でもかも全国一律にやるので、何ででもか全国一律にやる、その府県の事情は全然顧みないのだということではないのでございまして、その点、時代の進展をにらみながら、また各府県の実情にも即しながら、また各府県の実情にも即しながら規制をやっていきたい、こういうふうな考え方でおりますので御了承をお願いいたします。

**○中井委員** 今の話を承ると、私もはそこまで知らなかったが、六十キロと三十五キロなというのはあまりひどいと思うのです。そういうものは今の法制下においても私は調整する方法は幾らでもあろうと思う。わざわざ直さなくちゃいけないのですか。そういう頭なら、幾ら法律を直しても、理屈の言い合ひで、なかなかこれは実施がでないようにも思うのだが、その辺のところはどうなんですか。あまりひどいですね。標識の色まで関東と関西とで違うなんというものは、現在の法律

内においても私は十分調節の道はあろうと思うし、それを今日までほうっておくのは、これは警察当局の非常な怠慢だと思ふのですが、その辺のところの見解を率直に聞かしていただきたい。また過去においていろいろのいきさつもあったてありませう。その事例も一つ聞かしていただきたい。  
**○坂井政府委員** 御指摘を受けまして、まことにその感じがいたすわけでございまして、県によりまして、最高速度の制限がかほどに違つておるといふことは理解したい点でございまして、警察庁として、府県の調整といふことは、話し合いをお互いに行なうて、その不都合がないように努力をいたしておるのであります。なかなか一ぺんきめようと、道路標識等も全部できておらず、スピードを書いた標識なんか全部すつと道路に並べてありますので、費用の点等もかみまして、なかなかそう簡単にはいかならないのが現状でございます。しかしながら色が違つたりというふうな点もそういうことでなかなかできないのでございまして、今度の改正によりまして、これは最後の伝家の宝刀というふうな意味で、この条文を考えてもいいかと思つてありますが、そういう全国的なことを考えながらやらなければならないという考えが各府県にまだまだ少い現状にかんがみまして、それら一つ考え直していただきたい、こういうことにおいてございまして、今までも努力が足りなかつたのであります。この法の改正によりまして極力努力いたして参りたいと考えておる次第であります。

**○中井委員** 今いろいろお話もあつたですけれども、スピードの問題なんかは、法を待たずに、調節ができてなくちゃならぬ。公安委員の皆さんもみな良識の持主であります。この点は法を改正しなくちゃいけないというふうな考え方は、全般的な警察行政の運用なんか、なかなか複雑な情勢にあるということも私どもは察せざるを得ないのであります。しかしこの点はさらにまた質問を続けるといひまして、きょうは、ほかの問題で一点だけお尋ねをいたしたいのは、警察の通信の關係であります。警察の通信の形態が一体どうなつておるか。警察に本部があつて、全国に指令を流しておるか。通信の状況から見まして、これは鉄道と同じようなことであつて、これは密着の意味から、連絡は密なる方がいいわけであるが、そういう形はどうなつておるか、大体概要をお話願ひたい。さらに願ひましたら、回線の系統は、有線の回線、無線の回線ともにどうなつておるか。これは一つ資料を出してもらいたいと思ひます。今度多少改正をするといふことですが、通信体系の改正のねらいは、どういふ点にあるのか、それがまず第一点。それから、たとえば東京から鹿児島までとか、全国的な警察通信といふものはあるか、どういふ点で、一番時間のかかるもので、どれくらいで通ずるか、そういう点をちょっとお話し願ひたい。

**○石井(衆)政府委員** 警察通信は、御承知の通り警察活動のいわば中枢神経と申すべきもので、きわめて重要な使命を持つております。戦後警察通信につきましては特に私ども力をいたしまして、これが整備改善をかつて参つておるのでございます。戦前に比べますならば、警察通信はかなり進歩向上いたしております。しかしながら同時に他の方面におきまして、たとえば電電公社におきまして、あるいは電源開発会社等の通信線にしましても、最近非常に飛躍的な進歩向上を見ておるようになってございまして、警察といたしまして、これらの他の方面の通信と遜色のないように、なお一そう改善し、内容の充実をはかつていかなければならぬ、かように考えまして、来年度の予算等におきまして、通信の施設の整備強化ということには、かなり力をいたしておるつもりでございまして、

**○今竹説明員** お答え申し上げます。警察通信にいろいろの通信形態がございまして、まず第一はいわゆる警察電話でございます。これは電話線の方面は昭和二十四年からですべて電々公社から専用線として借りております。この専用線は、東京を中心として申上げますと、東京から各管区警察所の所在地、たとえば大阪とか福岡とか仙台というところ、まず幹線が参ります。それから各管区警察所の所在地から各府県、大阪で申しますと、大阪から京都、兵庫、滋賀というところの各府県本部まで、また幹線が参るのであります。それから各県本部で申し上げますと、これが整備改善をかつて参つて

と、各府県本部から警察署にそれぞれ電話線が行つております。それから各警察署から管内の派出所、駐在所へまた電話線が行つております。そこで東京とか各管区警察所、各県本部警察署にそれぞれ警察の自分の交換機がございまして、その交換機で接続いたしまして、たとえば秋田県から福島県へかけるという場合には、秋田県から仙台へ参りまして、仙台の交換機で中継をして福島県へ行くわけであります。ただいま御質問のございました東京から鹿児島へ行く場合には、福岡の管区まで参ります。そこで中継されて鹿児島のお県本部へ参る、こういう格好になっております。そうして大体われわれといたしましては、全国の警察署が相互に電話できるということを目標として、回線、交換機その他の整備を行なつておられます。この電話回線は、ただいま申しましたように、電電公社の専用線を借りておるわけでございまして、回線の総キロ程が大体十七万キロで、これは御承知のように派出所、駐在所まで参るのでございまして、毎年度の予算で十二億、地方の予算で十五億の専用料を支払つております。ただし専用回線は電々公社から借りておりますが、交換機は警察で自営しております。それをつないで相互に通話をするというものが現状でございまして、それから次に、有線電話では災害その他の場合に通話が切れるおそれがございます。また電電公社の専用料は必ずしも安くございません。非常に専用料が高い。警察といたしまして、この電電公社の専用線を借りて、これを建前として、ただその補充的な面で超短波多重という回線を、特に重要な幹線

について作っております。これは現在東京、大阪、広島、福岡、及び三十二年度工事中の仙台、札幌というふうな、全国のごく重要な幹線にだけ、警察で自営の超短波多重回線がございます。大体電話の状況についてはそういうことでございます。

次に、電話のほかに無線電がございまして、これは各県本部に無線電局がありまして、各県本部相互間に無線電をやる。どういふふうにご利用するかと申しますと、重要な手配、あるいは家出人の手配、そういうのがございます。秋田県から全国的にこういう人間が家出したからよろしく頼むというふうなことを、無線電で手配するわけでございます。

こういう警察電話と無線電のほかに、御承知の通り各県ごとにいわゆるパトロール・カーというものがございます。これは各県ごとに運用されております。これは各県本部に指令室がございまして、それから一部の警察署、大体全国の千二百ばかりの警察署において、目下五百ぐらいの警察署に固定局として、いろいろな五百の警察署の固定局と、移動するパトロール・カーとの間に相互に通話が行われる、こういうことになっております。パトロール・カーはまだ現在の状況では七百ぐらいしかございません。

大体警察通信の主要なもの、全国の警察電話と、同時に一つの県について申しますと、県本部を中心に派出所、駐在所に行く警察電話でございます。それから全国の各県相互間の無線電、それと各県ごとに運用されておりますパトロール・カー、この三つで

ございます。

○中井委員 大体の構想はわかりました。具体的にいいますと、そうしますと、各派出所から東京の警察庁へ電話をかけようと思つたらかかりますか。それからたとえば東京と福岡、大阪なんというのは、何回線の専用線を使つておられますか。それからもう一つは、パトロール・カー、これは無線はもちろんありますが、これと有線をつなぐことができるかどうか、たとえば東京都のパトロール・カーから直接仙台の方に話ができるかどうか、そういう点についてちょっと伺つておきたいと思つております。

○今竹説明員 答え申し上げます。ただいまの電話のいわゆる通話帯域の問題でございますが、派出所、駐在所について申しますと、一つの県内の派出所、駐在所が相互に通話ができるということを目標にしております。従つて宮城県の派出所、駐在所は、宮城県内の派出所、駐在所、及びそれとあわせまして福島県あるいは岩手県という隣接県の、特に隣接する派出所、駐在所と話ができるということを目標にして整備しております。

それからたとえば東京、大阪間の回線の問題でございます。これは現在電公社から借りておるものとしましては四回線でございます。そのほかに、先ほど申し上げた超短波多重が五回線ございます。計九回線で行なつております。しかし先ほど申しましたように、この回線に単に東京、大阪の通話が乗るだけではなくて、京都、兵庫あるいは東京に つながつておる北海道、仙台という通話が、全部これに乗つて関西に参りますので、必ずしも

電公社の通話のように即時というふうには整備されてはおりません。それからパトロール・カーが電話とつながるかの問題でございますが、いわゆる一〇番で民衆から警察に訴えがございまして、それはパトロール・カーの統制室と同じ統制室に一〇番の受付がございまして、一〇番を聞きながら、その聞いておる内容が同時に、統制室の指令事務を行なつておる者に聞こえております。そこでいろいろな状況を聞いておるに、同時にすぐ車を手配しております。たとえば、そういうものを必要があつて宮城県へ流すという場合には、その統制室に警察電話がございまして、その警察電話によつて通常の警察電話のコースを通つて宮城県の方へ連絡する、こういう形になっております。

○中井委員 大体わかりましたが、もう一度念のために伺つておきますが、宮城県の派出所から東京へ電話がかかるかどうか。交換は宮城県で一方所、東京で一方所と、こういうふうになる。あるいは警察署を通じるともう一方所ですが、そういう通話ができるかどうか。具体的なことを伺つておきます。

○今竹説明員 宮城県の場合でございますが、仙台市内は大体においてできます。しかし、たとえば気仙沼とか、そういう非常に遠い警察署になりますと、通話が明瞭でなくなりまして、回線の現況が非常にいいときはできる場合がありますが、そうでなければ雑音が非常に参ります。

○中井委員 パトロール・カーから有線へのつながりは、どうなるのですか。

○今竹説明員 パトロール・カーの通話は、統制室と話ができるだけでございまして、有線につながつた場合には、すべて統制室の人間が中継して話をしなければならぬという状況になっております。

○中井委員 大体わかりましたが、今お話のような回線の――末端の派出所までの回線は要りませんが、県単位ぐらひまでの回線図をでたら出していただきたく思います。それから無線の回路も出していただきたく。

こういうふうな全国的に非常に強力な通信網を持つていくのであります。私ども心配するのは、これを逆用されまうとえらいことになるかと思つております。特に政治的にこれを使つて非常に困る。具体的な例を申しますと、地元の有議員その他が、市外通話をかけると時間がかかると、警察電話を借りまして、私には警察業務を非常に阻害しているように思つておられる。そういう面について、警察当局はどういうふうな指導をされているか。この際はつきりしておいていただきたいと思います。あまり今のような状況はほつておくと、国会議員あたりも使うようになるかもしれないので、私は、一つ最後に希望と同時に、あなたの方の考え方を伺つておきたい。

特に私は選挙の際なんか、警察は政治から中立でなければなりません。この前の総選挙の場合なども、私はいろいろな批判を伺つておるのであります。きょうは具体的なことまで申しませんが、こういうものに警察通信が使われまうと、私は政治の将来のために嘆かわしい問題だと思つております。

○石井(衆)政府委員 警察通信施設は警察本来の用途以外に使つてはならない、こういう原則になっております。警察通信関係の施設の利用の仕方につきましては、公安委員会の規則をもつて厳重に制約をいたしておるのであります。ただ例外的に、たとえば災害のとき等に、警察機関以外の者に臨時に使用させることが実情に即し、必要である場合ありますが、そういう場合は例外的な場合として、これもやはり一応その限度においては使用可能であるという道を開いておるのでございます。厳重なる統制、規制のもとに警察通信は利用されておるのであります。ただし、御指摘のような事例が、あるいは末端においてあるとしますならば、将来十分に戒心して参りたいと思つております。

○中井委員 例外的ことはわかりますが、その前のごときは通り一べんの御答弁ですが、それでは、もう現実にとんどん行われてるんですから、何か新しい手を打たれる必要があると思つて、通達でも出される意思があるかどうか、もう一度念を押しておきたい。

○石井(衆)政府委員 先ほど申しました通り、そういう具体的な事例があるとは思つておるので、必要であれば、通達その他のしかるべき方法によりまして、これが正に努めたいと思つております。

○矢尾委員長 北山君。

○北山委員 警察法の改正に関連して一、二お伺いいたします。

まず最初は、最近の新聞で、警察官の職務執行法の改正が伝えられたわけでありまして、ところが警察官の職務執行法の改正が、国家公安委員会が論議されたとか、そういうことじゃなく、自民党の幹部、六役において改正をするというふうな決定がなされた。私はまことに変じやないかと思う。警察官の職務執行法というものは、申し上げるまでもなく、警察の任務を遂行するために警察官が行う職務執行の方法を規定してあるので、純警察的なものと考えてよろしいと思う。政策的なものではないと思う。それを政党の最高幹部のところ、関係の機関が何もやらないうちに方針をきめるというふうなことは、この問題の政治的背景というものがそこに推測されるわけですが、警察庁には与党の方から何か警察官職務執行法を検討しろというふうなことを言ってきたのかどうか。また現にそういうものを検討しているかどうか、お伺いしておきたい。

○石井(榮)政府委員 私ども警察の關係の法令というものはずいぶんあるわけでございます。警察行政の運営の實踐に徴しまして、絶えず關係法令の改正を要すべき点があるかどうかということにつきましては、常に研究を続けておるのでございます。ひとり警察官職務執行法のみならず、その他のあらゆる關係法令につきまして、絶えずそれらの係において、第一線の実際の警察運営の事情に照らして、改善を要する点があるかどうかということにつきましては研究を続けておるのでございます。そういう意味からいたしまし

て警察官職務執行法も例外ではないわけでございます。研究はかねがねいたしております。しかしながら、ただいまお話の通り警察官職務執行法は、きわめて重要な法律と申しますか、国民の権利、自由に関係を持つ重要な法律でありますだけに、かりにこれを改正するといふ場合には、よほど慎重な用意をもつて、十分なる検討を加えた上でなければ、軽々に取り上げるべきものでない、かように考えておるのでございます。与党の一部の方々に、警察官職務執行法を改正してはどうかというふうな意見の持主のあることは、私も承知をいたしております。私ども第一線の警察職務執行の実情にかんがみまして、かねがねいろいろ研究をいたしております。そうした研究の結果に基き、国民世論をいたしまして、警察の職務執行はかくあつてもらいたいという要望があり、当然それに即応するために、何がしかの改正を必要とするというふうな段階が参りますならば、その際は考えてみたいと思つております。

○北山委員 その職務執行法に關係して、御承知のように最近全国の各地の警察官の職務乱用といひますか、拷問等の事件があちこちで起つておるわけでありまして、もしも職務執行法に於いての規定を考へるといふならば、やはり警察官のそういうような職務を乱用するといふことを防止するやうな何らかの工夫がなければならぬと思つて、そういう点もあわせて職務執行法その他に於いて検討しておるかどうか、何かの方法によつて警察官の間違つた職務執行、職務の乱用なり拷問なりが起らないやうにする工夫をお考へになつてお

るかどうか、これをお伺いしたいのであります。

○石井(榮)政府委員 警察官が職務を執行するに當りまして、権限を乱用して国民の人權を侵害するといふようなことがあつてはならぬことは申すまでもないことでございます。この点に關しましてはかねがね私も第一線の警察官諸君に絶えずその心構へを十分徹底するやうに指導すると同時に、あらゆる機会にそうした關係の法令の周知、徹底をはかり、権限の行使に當つて行き過ぎのないやうに指導、教養に努めておりますと同時に、不幸にしてまして多数の警察官の中にいわゆる行き過ぎがあり、職務乱用と目すべき不祥事を起しました場合には、これに対する責任の追及をして、当該警察官のみならず、その監督の立場にある者の監督の不徹底のゆゑに監督責任も追及するといふやうに嚴重にその反省を促し、將來再びそういうあやまちを犯さないやうに指導に努めていく、こゝういふふうなことをいたしておるのであります。今後ともこの点につきましてはさらに一そう徹底を期して、いわゆる職務の乱用といふやうなことをないやうにして参りたい、かように考へております。

○北山委員 それでは職務執行法に於いては何かの警察關係の法令と同じやうな研究はしておる、しかしこの国会においては現在まで出されませんでした警察關係の諸法案が警察として提案する計画のものであつて、今後職務執行法を出す意思がないと考へてよろしゅうございませうか。

○石井(榮)政府委員 ただいまお答えいたしました通り問題はきわめて重要な問題と申しますか、國民の權利、義務に關係を持つ重要な内容の法案でありますだけに、私どもはさらに慎重な検討を続けたい、かように思つておるのでございまして、將來具體的にいつどうといふやうなことは、ただいま明言することは差し控へたいと存じます。

○北山委員 次に、これはこの前の委員会で川村委員からも質問があつたのでありますが、現在の警察庁と都道府県警察との關係、これは警察法の改正論議の際にもずいぶんやかましく言われたことでもあります。大体三つの方法で、現在は二つといひますか、警視正以上の人事を中央で握つておる。もう一つは警察法第三十七條の例の國庫支弁金、いわゆる金の面で押えておるといふことなわけですが、さらに第五條の國家公安委員會の所掌事務、いわゆる警察庁のやるべき任務の範圍では、警察庁は都道府県警察を指揮監督ができるという規定になつておるので、その第五條に掲げられた各項目の關係については、実は多少明確を欠く点があるわけなのであります。これは警察法の審議の際に昭和二十九年の国会においてずいぶん論議をされましたが、実は明確を欠いておる。そこで今申し上げた國庫支弁金の問題でありまして、これは一体今までのやうに使用され、配分され、運営されておるのであります。昭和三十三年の予算においては昭和三十三年の予算において、警察庁の予算の中で、都道府県警察に國庫支弁金として行くものほどの程度にあるものか。昭和三十三年はどうか。これは今お答えが願へるなら

ば御説明を願ひたいと思ひます。

○坂井政府委員 國費で各都道府県の警察に必要な經費に、どういふ支出をしておるかというお尋ねだと思ひます。これには二つございまして、一つは都道府県に對する補助金でございます。都道府県の警察活動に必要な費用のうち、大体常識的にいひまして半分ほどの補助金を出しております。もちろんこの補助金の内訳はいろいろに分れておられて、それぞれの項目について補助をいたすわけでございまして、これが今年度、すなわち三十二年度におきましては約三十四億弱になつておるわけでございまして、今御審議を願つております来年度の予算におきましては若干減つておりますが、これは通債關係の専用料が當然減になりますので、實質的には今年度並みの補助金ということにならうかと思ひます。

そのほかに國費で支弁するものは、警察法の施行令の中に書いてあるわけでございます。これはいろいろございまして、一口に申しますと、國を單位とした國家的な犯罪といふものに要約できようかと思ひます。それらの費用は、今年度につきましては、今手元に資料がございませぬが、来年度におきましても、各項目に分れておるので、後ほど資料としてお出しした方がかえつていいかと思ひますので、おさしていただきたいと思います。

○北山委員 それでは、その補助金は別として、國庫支弁金ですが、それを今この施行令の各項目に分けて一つ資料としてお出しを願ひたいと思ひます。そこで、実はこれは昭和二十九年の場合にもずいぶん論議しましたが、地

方行政委員會議録第七号 昭和三十三年二月二十日

六



方財政法の第九條では、地方公共団体及びその機関の事務に要する経費は、原則としてその団体の負担になるのである。ただ例外として、いろいろな事業の種類によつて地方財政法では、それから以下数條にわたつて各項目があげられておつて、この分については国も一部負担するんだという例外がすつと書いてあります。その中には、警察のことではないのです。だからどうも地方財政の建前からすれば、国庫支弁金は非常な異例であつて——異例であるばかりでなくて、好ましくないのではないかと、原則違反じゃないか。と申しますのは、たとえば警察の通信なりあるいは装備なり、そういう経費にしましては、も、県費負担のもの、国庫支弁金によるものと両方あるでしょう。一体どういうふうにして、この予算を運営するものか。府県としては、予算を計上するときに、警察装備についてはこれだけ、通信についてはこれだけ、給与についてはこれだけ、あるいは犯罪捜査活動についてはこれだけというような所要経費を組むのです。だから組むときに、一体国費の支弁金がどのくらい来るかということが頭の中になければ予算は組めないわけです。さしむきのことを言えば、この三月に県は予算を組むわけです。あなたの方からまさか来年の予算の国庫支弁金の配当について、各項目についてどれだけどの県でやるかということはまだきまつていないでしょう、まだ予算がきまつていないのだから、それでどうして正しい予算の経理、運営というものができるのですか。そういうところから考へても、国費の支弁というものは都道府県警察の所要経費の一部を府県の予

算を通じないで、国の金を国家公務員である地方警察官に渡している。そこで府県の経理を通じないで運用するということは、これは原則的に悪いのではないですか。どうなのですか。

○坂井政府委員 国庫支弁金で支出する項目は、御承知のように警察法の施行令で内容がきまつておるわけでございます。従ひましてこれらの費用は国費で出てくるのだ、そういう以外の費用を県費として出すのだ、こういうことではどういふ予算を県費で組むべきかということとはわかつてございませうかとおるわけでございませう。

○北山委員 しかし犯罪捜査の経費にしても、これはわかるようであつていないのです。その人件費はどうだ、日当はどうだというふうなことになる、ある種の犯罪の捜査費をきつと計算できますか。できないからこれは当然両方の経費が重なつてくるのです。同じ警察なのであるから。たとえば砂川の事件について、これはやはり国費も出しておるでしょう。ところがこのずからわかるものではないのです。区分したいものが現われてくる。従つてそういうものは一体として所要額というものを予算に置き、また経理をしていくというのが正しい財政運営のやり方であつて、一部は国でもつてやる。それも府県の予算経理を通じないのですよ。出納長が扱つていますか。都道府県ではこの国庫支弁金をどんなふうに経理をしているのですか。これは財政法違反だとも言える。どういふふうな取扱いをしているのですか。

○坂井政府委員 ただいま申し上げましたように、国費で出す費目は大体わかつておるわけでございませうが、犯罪が起つた、それが国費の犯罪か県費の犯罪か、通俗的に言いますとそういうことになると思いますが、これは捜査してみなければわからぬということはお指摘の通りであらうと思ひます。しかしながらある程度参りますと、これは国費の事件である、あるいは県費の事件であるという事はわかるのでありますから、そのような区分の仕方であつておる、こういうことではございませう。

それから国の支弁金を府県にやりました際にどういふ取扱いをしておるかというお尋ねでございますが、これは国費でございますので、やはり国家公務員である本部長が支出官となる必要がある。こういうことで本部長が支出官として仕事をしておるわけでございませう。ただ実際的には県の方という連絡をしまして、国からこういうふうに来ておるといふことで、内部的な連絡の上、遺憾のないような措置をとつておる次第であります。

○北山委員 まあ都道府県警察に支出官を置いておる、金の出納はどうしておるのですか。しかもそれは都道府県の中央でだけ金が経理されるものではないに、関係の警察署はどうするのです。警察署員というものは地方公務員なのです。地方公務員が国の金を扱つたのですか。出納しているのですか。それでどうするのですか。言うまでもなく国の金を地方公務員に扱わせるのですから、これは財政上おかしいのです。しかも財政法の第九條には地方団体の団体及びその機関、その機関とい

うと公安委員会もそうなんです、警察の方も地方財政法の原則からいへば、都道府県の予算から出さなければならぬのです。法律できめてあるからいいようなもの、そういう財政法違反をすれば、実際問題としての運営も困るから、あの際にもいろいろ申し上げたので問題は今でも残つておる。こういうやり方はいかぬと思うのです。長官はどう思ひますか。

○坂井政府委員 長官にかつて私から答へさせていただきますと思ひますが、確かに御指摘のような点は変則といへば変則であらうかと思ひます。しかしながら警察の特殊性に基きましてそういう取り扱ひをしておる。たとえば各府県の警察官は全部地方公務員、警視正以上一部国家公務員を除きまして全部府県の吏員であります。しかしその府県の吏員を警察本部長が任命しておる。国家公務員である本部長が任命しておるといふ、ほかに例のない取り扱ひをいたしておるのであります。やはりこれは警察という特殊性から来た警察法での特別な取扱いであるといふふうに御理解をいただかないと思ひます。

○北山委員 警視正以上は国家公務員ですから、それは給与は国の方から出していいでしょう。しかし警察運営のいろいろな費用、捜査の費用などは都道府県の予算で組んで一向差しかかえない。しかも補助金という制度がございませう。その補助金で適當に加減すればその方が運営がうまく行くのです。わざわざ警察庁が予算を握つてこれを分けてやる。府県の方はあつさり知らない。へたすると公安委員会も知らないかもしれない。そういうふうな

やり方では、予算というものが機密的に扱われる危険性もあるわけなんです。この問題は長官もうまい御答弁ができないようでありませうが、私はさらに警察法の施行令というものを調べてさらに詳細お伺ひいたしまして、こういう制度はぜひ直していただかなければならないと思つております。なお地方財政法等については自治庁の担当者にも来ていただきまして、この両者の矛盾を説明しなければならぬと思つております。

それから最後に一点お伺ひしておきますが、いわゆる監察を要する事項というのが今度警察庁、国家公安委員会、説明を見ますと、従来からやつておつたのであるが、ただ明確にしただけだといふのですが、従来どういふ監察をしておつたのですか。

○石井(榮)政府委員 警察庁の所掌事項に關しましては、私が都道府県警察を指揮監督する権限を与えられておるわけでありませう。警察庁所掌の事項に關しましては都道府県警察の實際運営が適正になされておるかどうかといふことは、私といたしましては十分にその実態を把握しておらなければいけないと思つております。よく国会の当委員等におきまして、各県に起りました事案についていろいろ御批判をいただくようなことがあるのであります。たゞそのようないふことがありませうが、そういう實際はやはり私といたしましてはよく調査をいたしておきませんと、責任あるお答へができないことになるわけでありませう。そういう意味におきまして都道府県警察の運営の實際がどういふふうにあるかといふ実態を調査するといふことは、所掌事項

に關する限りにおいては、これは當然に許されることであらうと思つたのでありまして、従来法文の明確なものがありませんでしたけれども、これは當然にそうしたことはあつてしかるべきものである、かように考へておりますので、今回の改正を機会に、その点を法文の上にも明確化して置くこととして過ぎないのであります。

○北山委員 そうすると形の上で監察に關する事項を入れますと、監察官みたくなもの置くわけですか。

○石井(榮)政府委員 現在も監察官というものを、本庁においては若干置いておられます。

○北山委員 今のような監察といふのは、従来もやつておつたということになれば、警察法の第五條のどの事項によつてやつておられるわけですか。

○石井(榮)政府委員 先ほども申しました通り、現行法においても監察といふことは当然できるものであるといふことは私の解釈でございます。私の権限に属する範囲において、部下の職員のうち、しかるべき者を監察官に任命いたしましたのでございます。

○北山委員 第五條の第二項に列挙してある十二の項目がありますが、その問題については確かに指揮監督権があるのですから、それはできるわけですか。ところがそれに書いてあるのは特殊な大規模な災害にかかわる事犯だとか、地方の静穏を害するおそれのある騒乱だとか、そういう特殊の場合以外には直接には警察運営は関係しない。問題になつてゐるのは警察に關する制度の調査であるとか国の予算であるとか、あるいはまた教養施設、通信施設、鑑識施設、皇宮警察、犯罪統計、

警察裝備、これは警察運営というよりも、裝備とか技術的な事項なんですか、問題になるのは十一の職員の任用、勤務及び活動の基準ですね。もう一つは十二の警察行政に關する調整、これを今までやつたとすれば十一及び十二—技術的事項についての指揮監督はいいですけれども、警察運営についての指揮監督ということになれば十一号、十二号といふところでやつていたんじゃないか、こゝういふように解されるのですが、それでいいですか。

○石井(榮)政府委員 お説の通り、第五條第二項の十一号「警察職員の使用、勤務及び活動の基準に關する」これにつきましても警察職員の任用についての基準を、私どもの方で都道府県の方に示しておるわけでありまして。その基準通りに実行されておるかどうかといふようなことは、やはり実態をよゝ調査して、基準が守られておるかどうかといふことを十分調査する必要があるかと思つてございまして。問題はむしろ十二のいわゆる警察行政に關する調整の範囲、この範囲に屬する事項について中央のわれわれの方から第一線の実情を調査し、またそれに対する程度の指揮監督をするかといふ問題であろうかと思つてございまして。御承知のように、連絡調整事項といふのは、いわば都道府県が主体的に行う権限を持つてゐる事項について全国的な見地から見ると、ある一定の方向に向つて、各府県がまちまちでないよゝにあることが望ましいといふ意味におきまして、中央においてコントロールをするという性格のものでございまして。その意味におきまして實際的には都道府県本部長が、本来の権限として

持つておつて執行する事項につきましても、中央の私どもの方におきまして全国的な視野に立つて、それをある程度の方に調整をするということとございまして、厳格に申しますならば、われわれがこゝういふふうにしたらどうかといふアドバイスをすることに對して、本部長は参考までに承つておくと申されても、法律的にはそれ以上追及はできないという性質のものであるかもしれません。しかしながら今日幸いに各府県の警察運営の実情は、私ども中央と第一線の本部長とお互いに話し合ひ、納得すべく円滑に日々の業務が運営されておるのでございまして、この調整に關する事項につきましても、われわれがいろいろ第一線の方にアドバイスすることにつきましては、第一線では誠意を持つて警察運営の適正化のために相互に努力をいたしておる、こゝういふことになつておるのでございまして。これをやかましく監察を、いわゆる非違を糾弾するといふような狭い意味に解して、そして本部長が当然主体的に行い得ることに對して、中央がやかましく目を光らして、はしの上げおろしまで、これに注文づけるといつたやうなことでやるのではないかとこゝういふ御懸念を持たれるならば、われわれはこゝういふ行き過ぎたことはしようとは考へておりませんので、御安心を願ひたいと思ひます。

○北山委員 すでに第五條の各項目は運用によつていろいろに変わつておる項目であります、少くとも今度の監察に關する事項を入れたのは、第五條の第二項の列記事項を正しく行われておるかどうかということに監察する範囲において行つたものである、すなわち一般的警察運営については直接監察するものではない、こゝういふふうには了解していいものか。たとえこれの中に書いてある警察の教養に關する事項、通信に關する事項、それから鑑識に關する事項、そういうものが正しく設備され、運用されているかどうかといふことを監察するあるいは警察官の任用、勤務及び活動の基準といふものが正しく守られているかどうかを監察するのでなく、基準が正しく守られているかどうかといふことを監察するの、こゝういふふうな範囲に解するの、正しいのではないかと思つたのですが、どういふふうにお考えになりますか。

○石井(榮)政府委員 お説の通り、要するに警察行政の全般の合理化、適正化をはかるという意味におきまして、第一線の警察行政がどういふふうに行なわれておるか、その実態をながめ、われわれの権限に屬する範囲において警察行政を適正化するために改善すべき点があれば、その注意を喚起し、必要な措置をとつて適正ならしめるやうにしていくことになるわけでございます。必要以上に本部長の行つたことに對して制肘を加えるといふやうなことは毛頭考へておりません。

○北山委員 あつた問題は次に保留しておきますが、ただ先ほど長官のお話の中にちよつとあつたので申し上げたいんですが、それは委員会等いろいろな地方の警察の運営について文句が出るので、従つて警察庁としても責任上いろいろと地方の運営上タッチしなければ役目が勤まらぬのだ、こゝういふ御答弁だつたようですが、それはわれわれ

れとしてもある場合には都道府県警察の運営の問題を国家公安委員会なり警察庁の責任があるといふふうにして、行き過ぎて追及する場合もあるかもしれませんけれども、それはあくまでそれだけの委員の錯覚なりその場の言葉の問題でございまして、建前としてはそれだからといつて警察庁は都道府県警察の運営について全責任を負うもの、だといふことを認める趣旨でないといふことを言ひたいんですが、警察庁長官の方でもよくお考えになつてやつていただきたい。これをもちましてさうの質問は終ります。

○矢尾委員長 次に地方自治に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますからこれを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 きょうは兼子選挙局長が見えておりますから、福岡県のリコールの問題について一、二お尋ねをいたしたいと思つております。

この問題は、単に一府県の問題でなくして、全国的に非常な政治的な批判を受けているものでありまして、この間、私現地に党を代表して一応の調査をして参りました。ところがいろいろ問題がたたくさんございまして、とうてい半時間や一時間では、これはお尋ねしてもなかなか結論も出ないことであらうと思ひますが、このリコール問題を大局的な観点から、私はこの際考へ直す時期にきておるんじゃないか、特にその手続等におきまして、まことに煩瑣きわまりのないものでありまして、特に選挙といふやうなものにはきわめて公正でなければならぬにもかかわりませず、手続に藉口いたしまし



て、リコールの相手方は現職の知事でありますので、そういう面におきまして非常に行き過ぎがあるように思われるのであります。従いまして本日のごとく——この質問は私二回、三回と研究をしながらやっていきたいと思うのだが、本日はその第一日といたしまして、あまり時間もありませんから少し伺ってみたいと思います。

まず第一に、署名が終りましてからのその審査の中の喚問状の問題であります。リコールの署名人と呼ばひ出しまして、あなたはこれはほんとうに署名したか、捺印したかということを開けばいいのであります。それについてまことに詳細な罰則を麗々しく印刷をいたしまして、出頭しないときはどうなるか、あるいは偽証した場合にどうなるか、非常にどうもむずかしい文言でもってこれをやっておられるのであります。こういうものはぜひひこいう形の喚問状というようなものを作らねばならぬものであるかどうか、この点が第一点であります。

それから第二点は、審査の期間であります。これは先日私個人資格で自治庁の見聞も聞いたことがあるのであります。署名が終りますと審査の期間が二十日間ということになっておる。従って原則的には二十日間審査の終了を見にやらぬ、それに努力をせよにやらぬ。ところが現実の問題としてたとえば人口五十万を擁する福岡市のごときは、二十日間ではなかなかできない、従ってそういう場合には実際問題として少々延びてもやむを得ないであろう、こういうような自治庁の見解でありました。私どもももっともだと思つて、そのときはさうです

なというふうなことでありましたが、現地を見て参りますと、その説が深く下まで流れてしまひまして、十日もあれば、あるいは一週間もあれば十分調査ができるにもかかわらず、一日一人ずつ呼び出してやるのか、まあ五人ずつくらいしようかというところで、二十日たちましても半分も済んでおらぬ。署名人は一体何人おるんだと言つたら、五千人くらいだ。知事の方はどうかといふと、リコール運動が起りますと、こういうものは県費を逆宣伝しながら、一たび決定をいたしまして九十万近い署名者が出ますと、この調査には幾ら金をかけてもいいからゆつくり調査をせよ、幾らでも県費を出そう、こういうまことに政治的な行動が多過ぎるのであります。そういう意味からいひまして、私はこの審査の期限等についてこの際中央のはつきりした態度を伺つておきたいと思つておきます。あと五十項目ぐらありますから、まあぼつぼつ聞いていきます。

とがわかるのですが、これは法に触れないものかどうか。私も何十かの質問をいたしたいと思つておるが、まずこの手続の公正ということが問題になっておりますので、その点についてまず第一の質問をいたします。

それが第二の質問は、選挙管理委員の手当や夜食料等は、これは法律によりまして市町村が市町村の選挙の経費として支弁すべきことになつておる。かかるにもかかわらず、この経費の支出は直接市町村の運営に關係する経費でない、または市町村議会に出したら否決されるだらうというような宣伝がありまして、さうしてこれら必要経費を十分に支出しない、その議会にもかけない、よつてもつて十分に正確な調査をすることをわざと憚りしめる場合におきまして、かかる行為は法に触れるものだと思いますし、またその無効の原因にもなるのではないかと思つておるが、それらの点についての現行法上の解釈をお願いしたいと思つておきます。

ごさいますが、これは自治法の七十四条の三の第四項の規定によりまして、民訴二百七十六条を準用いたしておられます。民訴の二百七十六条の規定は、呼出状の記載事項ということをごさいまして、「証人ノ呼出状ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一 当事者ノ表示 二 訊問事項ノ要領 三 出頭セサル場合ニ於ケル法律上ノ制裁」、法律上はこの規定が準用になるのであります。かかるいかなる程度の審査をするかというところは、選挙管理委員会の決定すべき権限であります。どうしてもそういう手続をとらなければ実態がつかぬという判断をいたしました場合には、当然さうすることが必要であるうとも思つておるが、これは選挙管理委員会の判断すべき事柄と存するのでございませぬ。

二番目に審査期間の法定期間が二十日間というのはいくらか画一的であつて、都市方面においては実際の場合に非常に長くなる。この場合、長いかかつてもやむを得ないのだというところに藉口して長く延びておられるというごさいが、この御趣旨の御質問でございますが、この期間にやる、これは少し理想は単純過ぎるといへばそのきらいはございませぬが、審査をできるだけ早く済まして、次の手続の段階に進ませる、リコール紛争を早く解決をはかるといふ趣旨から申しまして、二十日間の期間が法定をされておるのでございませぬ。しかしながら、実際を見ますと、やはり署名の真実追求におきまして、都市方面におきましては署名人の数も多く、とうてい二十日間ではできないのは事実でございませぬ。

○加藤(精)委員 関連して先ほど加藤委員から御質問がございましたが、ちよつと聞き取れなかつたのでございしますが、リコール本部を設けていることが法律上差しつかえないかということが第一点でございませぬか。

○加藤(精)委員 市役所構内に、召喚せられまゝとこの証人の出入りする出入口にリコール本部の職員が数名機を持ち出して、そこで待機しておられる、入つてくる証人に対して一々話をしている。これはあるいは尋問されたらありのままを答えよという非常に好意のある、義務を尽せよという御指導かどうかもしれませんが、さうでないかもしれないのであります。常識上ばかりでない限りはさうでないと推定するのが普通でしようね。これは、私が見た市役所では十ばかり設置されてあります。それがいろいろ話題になりましたが、さういふような現実があるのです。これからいろいろの中井委員も御質問されるようございませぬから、私もよく視察しました豊富な経験に基きましてお尋ねし、御報告したいことがございませぬが、民主主義国家におきましてこういう無断で住宅侵入して、さうして法律に違反することを指導するといふようなことがありとすると、それは——あるとは言ひませぬ、ありと

○中井委員 加藤さんの関連質問でございますが、私の質問に対してお答えをいただいで、ある時期で関連質問してもらはぬと、答弁がないうちから関連質問されては私は進めるわけには行きませぬよ。

○兼子政府委員 お答えいたします。リコールの署名をしたかどうかという事実の審査につきまして、署名人と呼ばひ出しまして実情を把握するという手続は当然踏まなければならぬと思つておるが、この場合に、ただいま御指摘の点は、喚問状に法規の制裁等の規定を書いておるのは行き過ぎじやないか、この御趣旨の御質問で

するならば、これはきわめて遺憾なことでありますので、もしそういう事実があるならば、これが法に触れるかどうか、また選挙そのものの実態に何らかの影響がないかどうかということをお聞きしておるのです。これが第一の質問であります。

○兼子政府委員 市役所の構内の一部にリコール本部がリコール相談所を設けて、相談ないしは出入する市民に対して威圧的な空気を与えている、それが法規に違反しないかどうかというお尋ねと思うのでございますが、市役所等の構内にそのような施設をいたしますことは、これはその公共団体、市町村長の管理権に基く問題で、法的根拠は管理権の問題だと思っております。それで無断でやりました場合には、その市町村長が立ちのきを請求されるのが至当ではないか、このように考えます。公法上は現在そのような規定はないと思っております。それから公選法の自由妨害の方は、罰則は必ずしも準用になっておりません、これには該当いたしません。ただ自治法の罰則の規定に該当するかどうか、これは態様いかんによって必ずしも該当しないとは言えないと思っております。

○中井委員 私少し筋を立ててお尋ねしたいと思っておりますが、関連質問等がありますので、少し具体的な事実なんかも入れて申し上げてみたいと思っております。たとえば審査をいたします場合に、これは選挙管理委員会ももちろんやるべきものですが、ところが選挙管理委員が一名もおらぬ、ただ下の事務の者だけが審査をしておるといふふうなことは、私は違法な措置ではなからうかと思っておりますが、この点を

伺っております。

〔加藤(精)委員長委員長、私の質問に答弁していません。と呼ぶ〕

○兼子政府委員 ただいまの御質問にお答えいたしますが、選挙管理委員会に審査をいたします場合には、選挙管理委員会が全員そろった委員会の決定によりまして、大勢の人を審査する場合には、担当して審査するということは適法と思っておりますが、選挙管理委員が審査をしなければならぬ。ただ事務局職員が準備をするというところはあろうかと思っておりますが、審査そのものは選挙管理委員がやらなければならぬ、このように解釈しております。

○矢尾委員長 先ほどの加藤君の質問に対して、政府委員の方で趣旨がわからなかったそうですから、もう一度質問して下さい。

○加藤(精)委員 私も中井先生に怒られるとちょっと都合が悪いのですが、関連質問は、中井先生の質問全体が終ってから質問したいと思っております。その点におきまして、どうも数日間ある事件だけについて審議するほど地方行政は委員会の日数が多くないものであります。その点のところ適当に御調整いただきまして、御質問全部終わりましたから、私が質問することになります。ただいまの問題は関連しておりますから、ちょっと申し上げさせていただきます。経費の出所について、県知事が金をよけい出してもいいと言ったり、県の乱費だと言ったりすることに関連して、今度は市町村長の方から――若干関連がありますので、全然関連のない質問というところはできません。それで申し上げますが、ある市町村に参り

ますと、県知事のリコールであるから、これは直接町村住民の問題に関係ないから、町村行政に関係ないように思うし、相当の金がかかる。法律では市町村の選挙管理委員の手当とか夜食料とかは、市町村が支弁すべき法律の規定があるんだ。そこでこれを市町村長に要求したところが、予算を組んでくれない。市町村長の側でも、これは議会に出したって否決されるだろう。どっちかという革新派の多いような市町村で、そういうことを言うているのを見聞したのであります。そういうふうにして審査を公正に執行するのに必要な経費を出し惜しんで、それによって適正な審査ができないという場合において、そういう経費を支出せざるべからぬ原因になって、選挙の公正が傷がつくと私は考えるのでございます。そういう場合に、問題を分けて考えれば、選挙管理委員長が市町村長に対して経費を要求したときに、それを提案せざる行為は、市町村長の行為として違法ではないと思っております。これは法律に触れると思っております。その点についてどういふふうな法令にどう触れるか。これは公職選挙法や地方自治法や地方財政法に關連してのお尋ねでございます。それから、そういうふうなものが公職選挙法のこの取締り法規には影響しないかどうか。それから公職選挙法ないし地方自治法のリコール手続――今選挙と申したのはリコール手続のことです。ありますが、リコール手続の公正を害する結果、これが解職投票そのものの結果に異同を生ずるおそれがあると思っております。これが公職選挙法でいえば、いわゆる選挙の効力、解職投票の効力に影響を来たさないかどうかという点でございます。これは事務的にほごく微妙な関係にあると思っておりますので、地方行政の問題として勉強しておきたいので、お尋ねします。

○兼子政府委員 リコールの審査に要します経費と、市町村の選挙の委員の報酬等の点につきましては、これは市町村の機関でございますので、市町村で負担をする、このように解釈をいたしております。

それから経費を支出しないということによって、投票手続の公正が阻害されるおそれがないか、またそれによって投票の効力に影響がないか、このようなお尋ねでございますが、そのようにならざるを得ないというところについては、必要なら予算を算化しないということによって不便をこうむるということはあるかと思っておりますが、手続そのものに影響を及ぼして無効になるといふような法律上の問題は起らない、このように解釈をいたしております。

それから取締法規に違反しないかという点につきましては、取締法規にはそのような規定はございません。○加藤(精)委員 同じ問題についてです。その問題は、選挙局長は簡単に答えられませんでしたけれども、非常にむずかしい問題だと思っております。十分に自治庁の方で御研究になられまして、その結果を次の委員会に、もう一回表明せられるようにお願いしたいと思います。今御質問申し上げて即座に回答いたしたために、ちょっとむずかしい問題ではないかということをお尋ねしておりますので、さようお願いいたします。

○中川委員 今御答弁になりました二つの問題、さらに加藤さんのお尋ねになりました経費の件等につきまして、重ねて伺っておきたいのですが、喚問状には、法によってこういうふうなことを書けとありますが、しかしそれは具体的にどこまでどういふふうな書けというふうなことはございませぬ。従ってこれは喚問状を出して、出てこないとならぬと書いて、それで私はいふうなものを書いて、それで私はいふうだと思っております。そういう面における思いやりといふものは、そういうもので、国民大衆の中では、警察に呼ばれる、あるいは役場に呼ばれる罰則つきの喚問状が来るといふことになる、それだけでも大へん心配をする。行きますと、ずらりとたくさん並んでおまして、その前で宣誓書を読ませる。七十のおばあちゃんに宣誓書を読ませるといったって、読めない。横の人がかわって読むというふうなことで、ふるえておるといふような次第であります。この点は、私は何も福岡県だけのことを言っておるのではありません。また将来は社会党の関係の者も大いにリコールされることもあるでございませぬ。私はそういうことも予想しなければならぬと思っております。もう少し国民の立場というものを考えて、こういうものを作るべきではなからうかと、実はかように思っています。聞いておる次第であります。この点、重ねてお尋ねをいたします。それから審査の期限につきまして、は、あなたのおっしゃる通りに、できるだけ早くやると、これは法の建前からもう当然だと思つて、一つの具体的な例を申し上げますと、福岡県の柳川市におきまして、署名簿の集まりましたのは、わずか八千であります。こ

の間行つて、私尋ねましたところ、二十日過ぎに三千済んだだけである。だれを呼んでいるんだと言つたら、ほとんど女の人を呼んでいる。男はどうしたと言つたら、あそこでは酒作りに出かけるのであります。そういう理屈は言うておりましたが、ほとんど女の人を呼んでおる、こういうことではあります。その際に、ちよつと関連をします。その審査をやるのは、あくまで選挙管理委員会である。しかるにやつておられますのは選挙管理委員会のおつたりおらなかつたり、実際やつておるのは市役所の課長級がやる。その課長級はどうして君らがやつておるのだといへば、選挙から辞令が出た。そういうことになつて参りましたら、横におりました新聞記者が、いや市長さんがあの辞令を渡しておりましたぞ、こういうことではあります。選挙管理委員会の辞令を市長が渡すといふこの形が、私は法的にはもう全然ナンセンスだと思つて、この形が私ははしなくも今の福岡のリコール問題を象徴しておるよゝに思つておる。厳格にいいますと、市長がそんな辞令を渡しておる。そんな辞令は有効だとは私は思いません。選挙管理委員長が渡すべきものであります。それを市長がぬけぬけと渡しては、お前ちよつと選挙管理委員で手伝いせよ。辞令の内容はどうかといふと、選挙管理委員長は辞令だぞとあります。ですから、こういう面が私は厳格に言へば、そんなものは有効か無効か問題が起ると思つて、そんなことまで言いたくありません。実際言いたくありませんが、私はここに今日の地方財政の姿があるよゝに思つてならないのです。選

挙管理委員会といふもの的重要性といふものを忘れておる。申すまでもなく市長は地方政治家であります。市長から勝手に独立しておるものでなければ、選挙管理委員会なんといふものは初めから効力がない。こういう事態があらまするもので、私どもは心配をする次第なのであります。そこで審査の期限につきましては、こんなことをいつまでもだらだらとやつておるべきものではありませぬから、私は本部の方から、それはもう延びてもやむを得ないけれども、これは何もやむを得ないだけの話であつて、当然では決してありませんので、早急に進めるよゝに、私は指令を一つ出してもらいたい、これを考えるのであります。

それから新しい質問に入りますが、敷地区にわたつて署名をとる。御案内のよゝに福岡は門司、八幡、戸畑、若松などといふものは非常に密接をいたしております。門司の街頭で八幡の人が署名をしておる。現在の法規では全部無効だ。門司の街頭でつたものは門司市の人だけが有効だけれども、八幡や若松の人は無効だと言ひます。が、これはどうも法の精神からいひまして、私はその場合は門司で審査をして、そうして有効、無効を決定をして、決定をしたらその書類を一括八幡に渡して八幡はまたそれによつてやる。原本は門司にある、あるいは八幡にある、こういうことにする。私は将来はこれは有効にすべきものだと思ひます。今でも争ひは十分ある。リコール本部においては、おそらく争われることであらうと思ひますが、こういう点についての見解を一つはつきりお尋ねをいたしたいのであります。

○兼子政府委員 喚問状の記載事項でございしますが、先ほど申し上げました民訴の規定は、二百七十六条の第三号の規定によりまして、「出頭セサル場合ニ於ケル法律上ノ制裁」この規定の解釈は法律上の制裁があるといふことを知らせるだけでなく、制裁の内容についてあらかじめ知らしておく、こういう法律の趣旨でございします。ただそのよゝな成規の手續をとつてやることはいいかどうかといふ点は、これは御指摘のごとくあらうと思ひます。ただ法律の制度といたしましては、真実を探究いたしますために、このよゝな制度を持つておるのでございしますが、その運用いかんは今後十分注意をしなければならぬと存じます。

それから二番目の柳川市の実情についてお話がございましたが、選挙管理委員会の事務を手伝うのに、市長が辞令を出した。市の職員を応援させるのに市長が辞令を渡したといふお話がございましたが、これは選挙職員が専任でない場合、他から応援せしめます場合には、やはりその本来の所属長におきまして、応援命令とかそういうものを辞令を交付いたしました。それで選挙の委員長の指揮下に入つて、選挙の委員長が仕事を命ずる、こういう建前にならうかと思ひます。でございします。で、実情をその点調査しなければ何とも申し上げられないのでございします。が、私どもはそのよゝな事態ではなかつたかと解釈をいたしたのでございします。

は制度そのものが施行令の九十二条等の規定によりまして、市町村ごとの署名簿を提出するといふ制度になつておりますので、その市町村の住民が署名をする、このよゝな建前になつておる関係上、そのよゝな解釈が出て参るのでございします。

○中井委員 今の御答弁で柳川市の場合ですが、市長がお前は選挙管理委員会に出向するといふ辞令を出しているなら、私も何をか言わんやであります。そうじゃありません。選挙管理委員長が前を選挙管理委員会の事務局に採用するといふ辞令なんです。まことに間違つております。その点一つ。

○兼子政府委員 どうもよく御指摘の事態では法的には了解がつかかぬのでございしますが、先ほど申し上げましたよゝなことで処理をされるべきものだ、このよゝに解釈いたします。

○中井委員 その点はあなたの解釈は事実と違ひますからそういうふうには解していただきたいと思ひます。そういたしました、あなた先ほどから公正な審査と言ひますが、そういうことになりまして、これだけのこわい喚問状を出して呼ぶが、実際調べておるのは選挙管理委員会じゃない。その事務員が調べておる。それからだれを呼ぶ出さうかかんといいふことについての法的な根拠は別にあるわけじゃありません。これを呼んでやれ、あれを呼んでやれ、——地方に参りますと、はつきり言へば、この人は怪しい、何で判を押したのだらう、聞いてみてやれといふよゝな、まことに主観的なことではあります。そういうことであるならば、私は選挙管理委員会といふものは尊

重しなければなりませんから、選挙管理委員会自身がおやりになるべきものである。それとこれを呼んでおけと言つておいて、実際に調べておるのは下の事務員であるといふことになりまして、こんがらがつて参ります。この点はまた他日実際の模様によつてもう一度お尋ねしたいと思つて、きようは一般論をほかに一、二申し上げてみたいと思つております。

この署名には点字を認めておらませんね。これはどうでしょうか。この点は単に福岡だけの問題じゃありません。私は将来必ず法改正の問題が起るべきものと思ひますが、点字を認めておらぬ。それにはどういふ解釈をされておるのでございしますか。

○兼子政府委員 選挙と違ひまして現在の法制上点字は認めておらないといふことからは起つておるのでございまして、将来の問題としては研究に値する問題と思つてございします。

○中井委員 これは法改正のときには十分に参考にしてもらいたい。こんなばかなことではないと思ひます。ただ選挙管理委員会が、自分が点字を知らぬから、手続がめんどうだから消しておけ、こういうことであらうと思つておるが、国民主権の大事な権利行使を言人から別筆をいたしておるといふことになりまして大きな問題と思ひます。それと関連いたしました代筆も認めておらません。一般の投票の場合には正規の代筆は認めておる。しかるにこの場合は代筆を認めておらぬ。これも将来私は管理委員会などに同道をして書いてもらふといふ方法をせむとすべきものであらうと思つてござい

この点についての見解を伺っておきたいと思ひます。

○兼子政府委員 代筆の問題につきましても、よく検討したいと思ひます。

○中井委員 それで私が福岡県に参りまして県の選挙の発表を拜見しますと、十月十日現在におきまして福岡県のリコールの無効の率は実に二七・九%、その次の日には二四%に減つておりました。こういう大きな無効があるリコールは私は全国でほとんどまれだろふと思ひますが、これまで各地で行われましたリコールの平均の無効率がわかりましたら、この際お知らせをいただきたい。

○兼子政府委員 今手元を持ち合せておりませんので、調べました上でお答え申し上げます。

○中井委員 私の記憶するところによれば一四、五%であらうかと思ひのであります。どうしてこう二七%も多数の無効があるかということが問題であります。内訳を見ますと署名簿がもう全然無効だというのがありまして、たとえば太刀洗町は千七百十八票のうちで六百六十九票というものは冊子全部無効だ。こういう国民がせっかくな署名したものを全部無効だ、これはどっか手続が間違つておるのだらうというふうなことでありまして、だんだん聞いてみますと、委任状の日付が二、三日早かつたとか、あるいはあれは三人委任状を連署しておりますが、それが十二月十九日を前後といたしまして二人になりました。その日付の相違もつて二、三日のことで全部無効になつたとか、ひどいになりますとあらかじめ前から選挙管理委員会と相

談をいたしましたして、そうして選挙人名簿に大体合ふように署名をとつてくれ、とらうというふうな話がある。そしてそういう順序でとられておる。ところが実際の署名を収集する人たちはそんなこまかい法規を知りませんから、署名をとりにましてから自分で改ざんをしまして、なるべく選挙管理委員会の名簿とチェックに都合のいいように直しました。二、三枚上へやつたりして全部改ざんしたから無効だ、こういう形である。そこでそれを文句を言いますと、法規だからしようがない、異議の申し立てをして下さい。これじゃ私は救いようがないと思ひますが、そういう事態に対するあなた方への照会なり――実態はよくわかつておるので、まずそれを伺つてみたい。

○兼子政府委員 署名のとり方の問題につきまして委任状の日付が誤つたり、あるいは三人の請求代表者が二人になつて、二人ですべきであるということに三人書いてあつたために無効となつた。これは今回のリコールの事例におきまして、請求代表者が御承知のごとく十二月十九日に一人他の市町村に移転いたしました関係上、請求代表者となり得ないということからそのような事態が起つたのでございまして、そういう特殊の問題が一つからんでおりましたので、さらに複雑になつておるのでございまして、今回のリコールは御承知のごとく県段階のリコールでございまして、従来のリコールは市町村の段階でございまして、その様相におきまして非常に違つたのでございまして、従つてそういう面から手続等の関係で無効率が高くなるということは考

えられると思つたのでございまして。また選挙の執務をおもんばかつて、その便宜のために改変をしたのが法規に違反して無効になつたというお話がありましたが、これは署名簿の形式によつて審査をいたしました改変がされておるということになりますれば、これは正規の手続によつたものでないというふうな推定を下すというふうなことはやむを得ないのではないか、このように考へておるのであります。いずれにいたしましても現在のこの法制をもつていたしましては、府県のような広域の段階におきましては非常にむずかしい点が出て参りまして、将来相当考究を要する点があらうかと存する次第であります。

○中井委員 今回の御答弁の中で、選挙管理委員会との打ち合せに従つてやつたものが、逆にそれが無効になつたというのではあまりに酷だらうと思つた。この点はその簡単にやつたから十分調査してもらいたい。作爲はむしろ選挙管理委員会の方にあるのだ。こういうふうなやれと言つたからその通りやつたら今度はいけない。そういうことでは二割だつて三割だつて出てこようと思つた、こういうふうな思つたのであります。

それから先ほど加藤さんからもお尋ねがありました経費の問題です。私も加藤さんとあとの点で同感なんです。知事が幾らでも金を出すと云つたつて、市町村の選挙なんです。知事は補助金を出すつもりなんですよ、そんなもの幾らでも出すと言つたら出せるのでしょうか。そういう点についてお伺ひいたします。

○兼子政府委員 先ほどの署名簿の選挙管理委員会と打ち合せた上でやつてベテンにかかつた、このような御趣旨の御発言がございましたが、そのようなことは私も聞いておりません。で、よく事実を調査した上で善処したい、このように考へております。

また経費支弁につきまして、知事が幾らでも経費が支出できるのかどうかというお尋ねでございますが、知事が経費を支出いたしますのは、県として支出すべき範囲ということでは当然でございます。まして、幾らでもというわけには参らないと思つたのであります。また県の負担すべき範囲に属します経費につきましては、当然市町村の請求を待つて支出しなければならぬものと思へるのでございまして。

○中井委員 経費の点ですが、たとえばわれわれが衆議院の選挙をやります場合には、国が予算を組みましてこれを府県、市町村に流すわけなんです。それから言いますと今度は知事のリコールでありますから県が負担すべきものであります。それならばその一定の基準があつてそれを流さるべきものである、こういうふうな思つたわけでありまして、そういう基準とか、たとえば県議会選挙の場合には、県が経費を出してそれを市町村に流す。しかし現実には衆議院でも県議員の選挙でも市町村はそれだけではまかなえないのであります。非常にけちけちしいたしますものから、それに足し前をします。ならばぬというふうな現状であります。しかし今回の場合は府県の選挙、知事の選挙と同じような考え方で、一定の基準を設けて流すべきものであると思つたのであります。そういう点について

ちよつと伺つてみたい。

○兼子政府委員 県が負担いたします経費の支弁につきましては、知事の選挙あるいは県議員の選挙等で前例があるわけでございます。県議会でも今回の経費支弁につきまして予算審議をいたします場合に、当然そういう基準によつて審議をされておるものと思へる次第でございます。

○中井委員 それから先ほどの御答弁の中にあつたが、請求人三名のうち一人は他府県に行つた、他府県ではありませぬ。これは同県内で、たまたま住所を変更したので選挙人名簿が二つにまたがるわけなんです。そういう次第でありますので、少くとも県知事の選挙の場合にはこういう問題も起つてくると思つたのであります。それに藉口して十二月十九日以前で許さぬということになりまして、二万五千名の収集人の委任状を全部それによつて書きかえなければならぬというの大へんな手数であつたらうと思つたのですが、こういう問題についても将来はよく考へてもらわなければいかぬと思つた。現状におきましてもこういう問題についてはやはり拡張解釈をすべきものだと思つた。そうかわるべきものじゃないと思つた。こういう問題があるのです。二十日以後三人の名前が出ました。しかしそのうちの一人は消し忘れてももちろん判を押してはいない。そういうものが無効というのはひどいと思つた。判を押してないのであります。ただ氏名を消すのだけをおられたというのには私は有効と考へておる。あとの二人は判を押している。大要具体的なことになりまして、そういう面についての見解を伺つておきたいと思ひます。

○兼子政府委員 たいまの三人のうち一人が他府県町村に転出したために請求代表者たり得ない問題であります

が、これは請求代表者証明書の交付申請をする場合に、御本人は十二月二十日以降は請求代表者になれないということをお承知であったように私も聞いております。同一府県内に住所がおります場合には、法律上拡張解釈をとり得るのではないかとお尋ねでございますが、これは現在の選挙人名簿の理論からいたしまして同一市町村内でなければならぬ。これはリコール制度ばかりでなく選挙法を通ずる原則でございますので、それは無理だと存じますのでございます。またそのような点は先ほど申し上げましたように御本人も御承知になっておられたように私も聞いておるのであります。

○中井委員 先ほどの質問の審査の期限については、二十日というのがあるのですから、それよりぜひ早くやれという指令を流されますかどうか。御答弁がなかったので承わりたい。

○兼子政府委員 審査の実際の職務の問題は、選挙管理委員会です。おるわけでございますが、福岡県等とは連絡がございまして、御趣旨のような点は機会を見て申し伝えたいと存じます。

○加藤(精)委員 私はきょうは関連質問をしないつもりでおったのでございますが、どうもあまりに事の意外なことにびびりして質問するのでございませぬから、その点は御了承をいただきたい。前の約束に反するようではございません、これを黙ってほうっておけないほどの衝動を感じたのであります。私は全国の府県選挙管理委員会、市町村の

選挙管理委員会の名誉のために申し上げたい。

たいまの中井委員のお話によりまして、選挙管理委員会が署名が無効になるような指導をして、その結果無効になったのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のようには伺ったのです。私はそういう指導を県の選挙管理委員会や市町村の選挙管理委員会がまさかするとは思えない。確かにそういうことに藉口して牽制をやっているといううわさは聞きま

した。しかしながら責任ある国会の委員会におきまして、あたかも県や市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の搭載順序に誤謬を編成し、署名収集者が集めたのであれば、署名をとったときの誤謬の状態を改ざんして、選挙人名簿の搭載順序に署名簿を改ざん編綴して提出するようにと指示し、それに従ったがゆえに罪は選挙管理委員会にある、それは無効原因にはならぬというような次第であるかどうか。その点につきましてもわれわれは深い関心を持っておるのであります。私たちの調べたところによりますとそういう事実は現実にはないのであります。事実がないのに、市町村の選挙ないし県選管が、そういう誤謬改編を指示したといううわさの巷間のうわさ、あるいはためにする宣伝と同じものを取り上げまして御質問になるとするのは私は非常に重大なことだと思っております。中井委員は党を代表してリコール手続の進行状況の御視察をされましたので、いずれの選管がそういう違法なる指示をしたか、その事実を確かめておられるかどうか、きわめてあつさりした御質問でございましたが、きわめて

重大でございます。そういう指示をした選管があるならば、それは県の選管であるか市町村の選管であるか御指摘をいただきたい。この質問は、おそれなく現場の福岡県の知事解職請求手続を進行しております当事者の間にも非常な関心を持たれ、また影響も与えることとでございます。中井委員にいかなる選挙管理委員会、そういう違法な指示をしたかということをお尋ねいたしたい。御回答いただければありがたいのでございます。

○矢尾委員 今の問題につきましてはいまの自治庁の答弁の中にも、まだ不明瞭な点もございまして、実態をにぎってないところなどもありますので、いろいろ御意見もあると思っております。次の機会に質問を続行してもらおうことにしまして……

○中井委員 ちょっと一言言っておかなければならない。今の加藤さんの御意見なんです、私は事実を聞いております。従ってその選管は非常に困りまして、もちろんまだ結論は出ない、その問題でもめてしまつて、じいせん二十日はかり過ぎてしまつて名簿が有効かどうかということ、個人にまで当ってない、こういう事実まで私は聞いております。だから、結論は出ていませんが、そういうことで問題が起つていられるわけなんです。加藤君はたかも私が無稽のことを言うがございことを言われまますが、これははなはだ迷惑なことでありまして、その点だけにははつきり抗弁いたしておきます。

○加藤(精)委員 果してそういう問題が起つているということであれば、それです承ります。しかしながら選挙管理委員会が誤まつた指示をしたがゆえ

に無効になった署名は有効であるという御議論に至つては、私は行き過ぎかと考えております。それ以上私礼儀上追及いたしません、こういう論議は影響が非常に大きいのでございまして、十分慎重に御質問をいただきたいということをあわせてお願いいたします。

○中井委員 私の言っておりますのは、そういうことがあります。そのために、そうでなければ有効であるものが無効になる危険がある、そこでもめていこうこととです。

○矢尾委員 今の問題につきまして、福岡県の各町村全般にわたつて御視察になつたと思いませんので、部分的にそういう場所があつたかもしれませんし、なかつたかもしれません。そういうような点につきましても不明瞭でありますので、自治庁の方においで十分調査をしてもらひまして、次の機会に十分質問をしていただきまして、その点を明確にしたいと思つて、その点を明確にしたいと思つて、本日午後一時半から警察法の審議の参考のために視察をすることにしておりますので、時間の関係もございまして、最後に徳田委員。

○徳田委員 私も視察に行きますので、この件についてはあらためて質問いたしますが、今中井先生の御質問の中で、選挙局長が答えられたことについて、私ちょっと質問があります。中井先生は、この審査の期限二十日間を過ぎておるから早くやれと言つた。これは規定が二十日となつておるから、おつしやるのは当りままだと思つた。ただ現地へ行つてみますと、このことは非常に大きな問題になつておると承知いたしております。従つて、今のよう

選挙局長が簡単に急がせまうという言葉は、私ちょっと念を入れなければならぬと思つた。現地は今非常に調査疎漏になつております。やはり規則は、訓示規定であらうとも、二十日と一応区切つてある。だから選管としては、二十日というものにこだわつておることは事実だし、お互いにやはり二十日間の照合の期間にやらずというところは当りままだと思つた。ところが一方から考えると——これはこの次に聞きたいので、きょうはお答えの必要はありません。根本的に質問したいのですが、一体三分の一の署名ということをおなた方は非常に軽率に考えておられるから、私と私は思つた。これはもつと究明してみなければなりません。実際自治庁からそういうことが出ておるといふことははつきり聞きますが、あとに、信任の投票があるからいいじゃないか、というふうなことは、この三分の一の署名というものを非常に軽んじて、こんなものはいいかげんにやつておいて、あとで信任投票があるから、それで結着をつけられたいじゃないか、という考え方があつたらば、きわめて重大であります。少くとも三分の一の署名によつて、知事なら知事、だれであらうとも、一個の人格の信任を問われる問題だから、基本的な人権の最も重大な問題であると思つたから、この点、もう一へんははつきりしていただきたい。

○兼子政府委員 お答えいたします。審査は十分審査を尽さなければならぬと思つたのであります。二十日間という規定の趣旨は、これは二十日間、人口の多数あります都市方面では困難なことは考えられるのでございますが、



この法定期間という法の精神から見まして、できるだけ早く審査を結了すべきである、このように私どもは考えます。(正確でなくてもいいのか)と呼ぶ者あり) 審査はもちろん正確にやらなければならぬと思ひます。でございますので、選挙管理委員会におきまして、実際の審査の計画を立て、故意に審査をおくらすというようなことがあつてはもろんならぬのでございませう。先ほど中井議員から御質問がございましたのは、何かそのような御趣旨にとれる御質問と拝承いたしましたので、私どもそのように答えたのでございませうが、審査は十分尽さなければならぬということは決定して参りたいと思ひます。

○徳田委員 今のはただ申し上げるのではなく、これまで自治庁のいわゆる解釈と称するものを現地へ流した、それが非常にまたトラブルを起しておるところがたくさんあります。これは両方にあると思ふのです。だから、その流し方を非常に注意してもらわないと、現地で問題になりますから、それを流される場合には、よほど現地で誤まりのないように、今言われたように、審査というものは厳正でなければならぬ。しかし故意におくらすようなことは断じて許されぬ。もちろんそういう選挙管理委員があるならば、これはとんでもないことになるので、もうそんなことは言う必要はないのであつて、その点ははっきりと一つお考えの上でこの問題を処理してもらわぬと、トラブルの上でトラブルを起して、さらにおくれることになりませうから……。

日はこの程度で打ち切らしていただきまして、次の機会に十分に質問していただきたいと思ひます。  
○中井委員 私いろいろお尋ねをいたしましたのは、一般的に見まして、こういうことなんです。もちろん審査は厳重にやらねばいかぬし、法規通りにやらねばいけません、何としましても今の日本の現状から見まして、現職の知事のリコールのことであります。その府県市町村は独立しておるといながら、やはりそれぞれ非常に密接な関係がありますから、これは自民党の皆さんは大いに気負い立っておっしゃるけれども、現実の姿は、やはりリコールを請求しておる人たちに、現ましては、非常に庄迫感を受けて、現実はそのような姿で動いておるのじゃないかと私は思ふ。そうでなければ現地の新聞もああいうふうには書きませぬ。そこで私のような性格ですから、百パーセントの政党根性からこういう質問を申し上げておるのではありませぬ。実際柳川市へ参りましたら、八千名の署名を、二十五日もう経過しております。期限は過ぎておつて、二十五日たつて、まだ三千名しか調べておらぬ。こういうことでは、やはり慎重に名をかりて少しだけおるのではなにか、少くともそういう気がいたしますのでお尋ねしたので、この点は自民党の皆さんも誤解のないようにぜひお願いしたいと思ふのでございませう。

○徳田委員 中井先生のおっしゃることを決して誤解しておりませんが、私も行ってみると、非常に選挙の委員が困つておるといふ事実を見受けるのです。非常に困つて、一体どうするか、二十日というものがあつたのを、あとはどうするのだというので非常に迷つておる。このときにまたあまり急がすような、誤解を受けるような指令が出てくると、さらにこれがまた一つのトラブルのもとになつてくるのじゃないか、こういうふうにお考えますから、どうぞ曲解のないように、いづれまたこの次にいろいろこういう問題を御質問申し上げますから……。

午後一時七分散会

○矢尾委員長 本日はこれで散会いたします。